

01 新型コロナウイルス感染症

【問い合わせ】
健康増進課（保健センター）
☎ 0291-34-6200

■ 「2類相当」 から 「5類」 へ

5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行されます。移行に伴い、公費負担により無償であった検査費や医療費が自己負担になるなど、新型コロナウイルス感染症への対応が変わります。

▼ 主な変更点






検査費	検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、公費支援は終了（自己負担）となります。
外来医療費	新型コロナウイルス感染症治療薬の費用については、急激な負担増を避けるため、公費支援が9月末まで継続されます。 新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費については、自己負担となります。
入院医療費	公的医療保険適用後の自己負担分が求められますが、高額になる場合は、急激な負担増を避けるため、9月末まで最大2万円が減額されます。

※ 9月末以降の扱いについては、感染状況などを踏まえて今後判断されます。

▼ 5類移行後の感染対策「5つの基本」

3月8日（水）、新型コロナウイルス対策を助言する厚生労働省の専門家組織「アドバイザリーボード」の会合において、5類移行後の感染対策「5つの基本」が提言されました。自らを感染症から防ぎ、身近な人を守るため、一人一人が基本的な対策を身につけましょう。

感染症対策「5つの基本」

1		自宅療養 医療機関受診	<ul style="list-style-type: none">発熱・下痢・嘔吐・発疹などの症状が出てきた場合には、無理せず自宅で療養し、加えて、体調がよくないときは医療機関を受診しましょう。高齢者や重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理を厳重にしましょう。
2		場面に応じた マスクの着用	<ul style="list-style-type: none">外出時はマスクを携帯し、マスクの着用を呼びかけられている場面では、できるだけ着用に応じましょう。咳エチケットの実施を心がけましょう。
3		換気 三密の回避	<ul style="list-style-type: none">不特定多数の人がいるところでは、換気をしましょう。人との間隔をあける、すいている時間や移動方法の選択、すいた場所の利用などによって、呼吸器感染症の感染リスクを下げることができます。
4		手洗い習慣	<ul style="list-style-type: none">食事前、トイレの後、家に帰った際などには、20～30秒程度かけて流水とせっけんで丁寧に手を洗いましょう。適切な手指消毒薬の使用も有効です。
5		適度な 運動や食事	<ul style="list-style-type: none">一人一人の健康状態に応じた運動や食事、禁煙など、適切な生活習慣を理解し、実行することが大切です。特に基礎疾患のある方は、かかりつけ医などのアドバイスを参考にして、体調管理に気をつけましょう。

▼ マスクの着用について

これまでは屋外では原則不要、屋内では原則着用とされていましたが、3月13日（月）以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねられることになりました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、また、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。ただし、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスクの着用が推奨されています。

02 人事異動

【問い合わせ】
働き方改革課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 課長級以上の職員の異動と新規採用職員をお知らせします

▼ 部長級職員の異動

総務部長	幡谷 恭一
企画部長	久保田 博
市民福祉部長（兼）福祉事務所長	柏原 久男
建設部長	高崎 克彦
会計管理者（兼）会計課長	稲川 勝
議会事務局長	坂本 博之

▼ 課長級職員の異動

総務部	財政課長	野原 文雄
	資産経営課長	土子 秀明
	働き方改革課長	出沼 潤一
	税務課長	稲葉 直之
市民福祉部	社会福祉課長	阿部 幸一
	こども福祉課長	石川 真一
	健康増進課長	平山 勝弘
建設部	下水道課長	住谷 優友
経済部	ブランド戦略課長	今泉 健作
	商工観光課長	根本 誠
	環境課長	大野 秀喜
教育委員会	学校教育課長	高柳 雅彦
	生涯学習課長	宮内 敏
水道事業	水道課長	平塚 喜昭

▼ 退職者（課長級以上）

総務部長	森坂 政行
市民福祉部長	井川 美佐子
会計管理者	小松崎 実
こども福祉課長	菅谷 知恵子
商工観光課長	浜田 健太郎



▼ 新規採用職員（4月1日付）

小沼 竜太郎（資産経営課 DX 推進室主事）
森内 大翔（税務課主事）
小野村 明子（税務課主事）
伊勢 昌弘（政策秘書課主任）
浅野 智子（社会福祉課技師）
江畑 明子（こども福祉課技師）
吉川 諒（介護福祉課主事）
一柳 浩司（介護福祉課地域包括支援センター技師）
額賀 朋美（健康増進課技師）
石上 紗帆（健康増進課子育て世代包括支援センター主事）
佐藤 彩音（総合窓口課主事）
米川 悠（総合窓口課麻生総合窓口室主事）
内山 晃介（総合窓口課北浦総合窓口室主事）
岡里 夏継（都市建設課主事）
竹中 章（道路維持課主任）
長峰 海成（農林水産課主事）
木滝 雄一郎（農林水産課主事）
坂本 泉（ブランド戦略課主事）
篠崎 芽生（商工観光課主事）
櫻井 恵美（環境課主任）
成田 和彦（学校教育課主事）

新規採用職員にインタビュー！

教育委員会学校教育課 主事 成田 和彦

担当業務は？

- ・ 国際教育推進事業に関する業務
- ・ 情報教育に関する業務

抱負をお願いします！

行方市職員としての自覚を持ち自分の役割を理解したうえで、一日でも早く市民の皆さまに貢献できるよう精一杯取り組んでまいります。

行方市の皆さんへ一言！

故郷である行方市に貢献できることをとても幸せに思います。これからの市の繁栄に役立てるように一生懸命努力してまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

◀ 21人の新規採用職員です。よろしくお願いいたします！

03 行方市職員採用試験

【問い合わせ】
働き方改革課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 前期試験の実施要項をお知らせします

▼ 試験区分および採用予定人員

試験区分	学歴区分	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務	大学卒等	10人程度	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人または令和6年3月31日までに卒業見込みの人

※上記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

▼ 試験日程および会場

	試 験 日 程	受 験 方 法
1次試験	6月18日（日）～7月1日（土）のいずれか1日	テストセンター（全国約350か所）
2次試験	8月上旬	1次試験合格者に通知

▼ 受験申し込み手続き

【受付期間】

5月1日（月）9:00～5月31日（水）17:00

【申し込み方法】

市公式ホームページの職員採用試験トップページに、申し込み方法等を記載した実施要項を掲載しますので、内容を確認の上、インターネットで申し込んでください。やむを得ない理由によりインターネットによる方法で申し込みができない方は、5月19日（金）までにお問い合わせください。

市職員採用試験トップページ▶



04 行政相談

【問い合わせ】
政策秘書課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 「めざそう 住みよい まちづくり」 行政相談所を開設します

行政相談委員は、住民の皆さんの身近な相談相手として、行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。相談は、無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

▼ 日時

5月17日（水）13:00～15:00

▼ 会場

麻生公民館 2階 第2集会室（☎ 0299-72-1573） 根本 憲 行政相談委員
北浦公民館 1階 講義室 3（☎ 0291-35-3777） 松下 健治 行政相談委員
玉造公民館 1階 談話室（☎ 0299-55-0171） 新堀 文江 行政相談委員



05 障害者相談員

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 障害者相談員を紹介します

市では、障害者相談員として、身体障害者相談員、知的障害者相談員を下記の方に委嘱しています。相談員は障害がある方々の立場に立ち、地域で身近な相談相手として活動しています。お気軽にご相談ください。任期は、令和6年3月31日までです。

▼ 身体障害者相談員

伊藤 伸一郎 ☎ 0299-72-1487
原 喜美子 ☎ 0291-35-0235
080-8025-1112
樽見 八重子 ☎ 0299-55-0330

▼ 知的障害者相談員

宮内 文子 ☎ 090-4706-4043
出久根 さゆり ☎ 0291-35-3066
原田 俊江 ☎ 0299-55-0791

06 ひきこもり出張相談

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 一人で悩まずお気軽にご相談ください

ひきこもり問題でお困りのご本人やご家族を対象に、無料・完全予約制で出張相談を行います。「外出することに不安を感じている」、「動き出したいけど動けない」、「何をどうすればよいか分からない」等の困りごとなど、まずは相談から始めてみませんか。

▼ 日時

6月23日（金）
13:00、14:00、15:00（1件50分）

▼ 場所

玉造庁舎 1階 相談室

▼ 申し込み締め切り

6月22日（木）

▼ 申し込み・問い合わせ先

茨城県ひきこもり相談支援センター
（筑西市西方 1790-29）
火～土曜日 9:00～18:00
※日・月・祝日は休館
☎ 0296-48-6631
Email info@ibahiki.org
ホームページ <https://www.ibahiki.org>

07 子育てに関する支援金

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 子育てしやすい環境を向上させます

【元気いっぱい子育て応援支援事業】

コロナ禍において原油価格や電気・ガス・食料等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を向上させるために支援金を支給します。

▼ 支給対象者

申請日において行方市に住民登録があり、平成20年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童（0歳児から中学生まで）を養育している者

▼ 支給額

児童または生徒等1人につき3万円

▼ 申請方法

対象者には申請の依頼通知を送付（申請書または電子申請で提出）

▼ 申請期間

5月1日（月）～令和6年3月15日（金）

【子育て応援ニコニコ（弐湖弐湖）支援事業】

入学時等における家庭の経済的負担を軽減し、本市での子育てしやすい環境を向上させ、児童の健全な育成を支援します。

▼ 支給対象者

基準日（令和5年5月1日）において行方市に住民登録があり、以下の（1）または（2）を養育している者

（1）小・中学校、高等学校および特別支援学校等に入学する者

（2）中学校を卒業して就職等する者

▼ 支給額

児童または生徒等1人につき2万円

▼ 申請方法

対象者には申請の依頼通知を送付（申請書または電子申請で提出）

▼ 申請期間

5月1日（月）～7月31日（月）

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

08 マイナンバーカード

【問い合わせ】
総合窓口課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ マイナポイント第2弾の申込期限が延長されました

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾の申込期限が、9月30日（土）まで延長されました。令和5年2月28日（火）までにマイナンバーカードの交付申請をされた方はキャンペーンの対象となりますので、ポイントの申し込みがお済みでない方は、早めのお手続きをお願いします。



総務省ホームページ ▲

▼ マイナポイントの内訳

マイナンバーカード新規取得等	健康保険証としての利用申し込み	公金受取口座の登録
最大 5,000 円分※	7,500 円分	7,500 円分

※選択した決済サービスの利用・チャージ金額の25%がポイントとして付与されます。

■ 休日および平日延長時間のマイナンバーカードの交付

仕事の都合などにより、平日の開庁時間に来庁することが困難な方のために、休日および平日延長窓口を開庁しています。なお、マイナンバーカードの受け取りには、あらかじめ電話予約が必要です。ご自宅に交付通知書が届きましたら、お手元にご用意の上、総合窓口課までご連絡ください。

受け取り窓口	受け取り可能時間
麻生庁舎	平日 9:00～12:00 14:00～17:00（木曜日のみ19:00まで）
	休日 9:00～12:00 13:00～17:00（毎週土曜日および第2日曜日）
北浦庁舎	平日 9:00～12:00 14:00～17:00（月曜日のみ19:00まで）
玉造庁舎	平日 9:00～12:00 14:00～17:00（水曜日のみ19:00まで）

広告

神栖・鹿島セントラル法律事務所

お気軽にご相談ください

☎ **0299-91-1171**

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎ **029-835-3751**

結婚相談所ムスベル

豊・襖・障子貼替え受付中

住宅のお困り事も何でもご相談ください！

トイレ・浴室・キッチン・洗面台等の水廻り
外壁塗装・屋根・増改築・手摺取付・壁紙

創業160余年の信用と実績

(株)イシイ豊リフォーム

☎ **0120-141-593**

石岡本店 石岡市大谷津3-10
つくば店 つくば市高野台3-20-1
ひたちなか店 ひたちなか市高場2332-1

広告募集

「市報行方」へ
広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載される方を募集しています。詳しくは、政策秘書課まで。

☎ 0299-72-0811
FAX0299-72-2174

受け付け
広告原稿提出
(発行1カ月前)

↓

広告掲載内容審査

↓

広告掲載決定

↓

掲載発行

09 農作業に伴う道路の泥汚れに注意

【問い合わせ】
道路維持課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 農作業時には注意をお願いします

トラクター等を使用した農作業後に、田や畑から公道へ出る際には、必ず泥を落としてから走行するようお願いします。車道や歩道に落ちた泥の塊は、自動車だけでなく歩行者・バイク・自転車などの通行の妨げとなり、大変危険です。環境美化と交通安全のため、ご協力をお願いします。道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をするようお願いします。

10 農業用機械等導入補助金

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 令和5年度の補助内容をお知らせします

▼ 対象

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）に購入した農業用機械

▼ 対象者

農業所得の申告を行っている農業者、農業生産法人、農事組合法人で、以下の全てに該当する者

- (1) 行方市に住民登録がある、または本拠を有すること
- (2) 市税等に滞納がないこと
- (3) 前年度において当該補助金の交付を受けていないこと

▼ 補助対象機械

- ・ 農業用機械（トラクター、収穫機、田植え機、コンバイン等）
 - ・ 農業用機械に備え付ける機械（ロータリー、ハロー等）
- ※次の機械等は対象外です。
- ・ 汎用性がある機械（農業以外に使用できるもの）や家庭菜園用の機械等
（例）トラック類、発電機、刈払機、チェーンソー等
 - ・ 資材、農業用設備（予冷庫等）、農業用建造物

▼ 補助対象経費

10万円（消費税および地方消費税相当額を含まない額）を超える1つの機械等の購入費

▼ 補助額

補助対象経費に5%を乗じて得た額。ただし、10万円を上限とする。

▼ 必要書類

- ・ 領収書の写し
- ・ 補助対象農業用機械の載っているカタログ
- ・ 販売証明書の写し
- ・ 振込先の口座番号のわかるもの

▼ 申請方法

印鑑を持参し、必要書類を農林水産課に提出

▼ 留意事項

- ・ 補助金の交付は、同一年度中に1回限りです。
- ・ 申請額が予算額に達した時点で、受け付けを終了する場合があります。

11 農薬の適正使用

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 農薬事故を起こさないために農薬は適正に使用しましょう

▼ 農薬飛散による被害を防ぐために

- ・ 農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう。
- ・ 農薬の散布は、天候や時間帯を選んで、無風か風が弱いときに行うよう心がけましょう。特に、学校や通学路が近くにある場合や他の農畜水産物が隣接している場合は、子どもや周辺の農畜水産物に配慮しましょう。
- ・ 散布作業中は、風向きやノズルの向きに注意し、飛散防止に努めましょう。
- ・ 農薬の使用方法が変更されている場合がありますので、従来から使用している農薬でも、必ず最新の情報を購入先などで確認してから使用しましょう。

▼ 農薬による事故防止のための注意事項

- ・ 劇物指定農薬であるクロロピクリン剤の使用にあたっては、事前に周辺住民や周辺で栽培をしている農家へ周知し、施用後は速やかかつ確実に被覆を実施しましょう。
- ・ 毒物や劇薬に該当する農薬のみでなく、全ての農薬は安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。
- ・ 他の容器（特に飲食品の容器）に移し替えないようにしましょう。
- ・ 調製や散布を行うときは、農業用マスク・保護メガネなどの防護具を着用しましょう。
- ・ 使用にあたっては、希釈倍率や使用時期など容器のラベルを確認し、使用基準を守って安全かつ適正に使用しましょう。使用に関して不明な点がある場合は、行方地域農業改良普及センターなどに相談しましょう。

行方地域農業改良普及センター ☎ 0299-72-0256

- ・ 散布にあたっては、事前に散布機器の十分な点検整備を行いましょう。
- ・ 散布後は、散布機器の洗浄を十分に行いましょう。
- ・ 使用後は、圃場ごとに使用記録簿に記録しまししょう。
- ・ ガスによる危害防止に配慮し、気温や風向きを考慮して作業しまししょう。また、低いところにたまりやすいので地形にも考慮して作業しまししょう。

12 イノシシ情報

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ イノシシにご注意を

市では、イノシシによる農作物への被害を防止するため、猟友会に依頼して市内全域の山林等に「くくりわな」を仕掛け、イノシシの捕獲にご協力いただいています。わな付近には、注意標識等が設置されています。山林等への立ち入りの際は、十分な注意をするようお願いいたします。なお、わなの設置期間は、5月中旬～令和6年3月の予定です。令和4年度（令和5年3月末現在）は、市内全域で約283頭捕獲しました。

近年、一般道や宅地周辺での目撃が増加しています。イノシシを目撃した場合には、目を合わせるなどイノシシを刺激したりしないよう注意し、すぐに安全な場所に退避してください。また、目撃や被害の情報は随時ご連絡いただきますよう、お願いします。

イノシシに遭遇して身の危険を感じた場合には、まず行方警察署へ助けを求めて安全を確保してください。

13 行方市高校生会

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 新会員を募集しています

行方市高校生会（NLC）は、行方市を拠点に地域貢献活動を行っている高校生ボランティア団体です。行方市に住んでいる、または、行方市内の高校に通う高校生であれば、誰でも会員になることができます。定例会や自分たちで企画した活動をはじめ、休日や長期休みに行われる各種イベント、市が主催する事業のサポートなどを行っています。市外高校生との交流も盛んで、定期的に交流会も実施しています。活動内容は Twitter にも掲載しているので、ぜひご覧ください。

「高校生活を充実させたい!」、「子どもが好き!」、「リーダー力を身につけたい!」と思っている皆さん、ぜひ、行方市高校生会に入会して活動してみませんか? ご入会は、市のホームページから申込書をダウンロードし生涯学習課へ提出するか、QR コードからお申し込みください。

行方市高校生会 Twitter ▶
https://twitter.com/nlc_nico



行方市高校生会入会申し込み ▶
(いばらき電子申請・届出サービス)



14 行方ふれあいスタディ

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 講師を募集しています

市では、平成 27 年度から市内小学校 4 年生から中学校 3 年生の希望者を対象に「行方ふれあいスタディ」（無料学習支援）を、地域の皆さんの協力を得ながら実施しています。「もっと勉強ができるようになりたい!」と願っている子供たちを、一緒に応援しませんか。学ぶ意欲をもった児童・生徒に学習支援活動を協力していただける講師を、以下のとおり募集しています。

▼ 応募資格

教員免許を有する方（取得予定の方を含む）、教員経験のある方、教員を目指している大学生、学習塾講師経験のある方 等

▼ 活動期間

5 月から令和 6 年 2 月末までの日曜日（シフト制で年間 10 回前後の担当を予定）
9:30 ~ 11:30 の 2 時間

▼ 活動場所

麻生公民館・北浦公民館・玉造公民館

▼ 活動内容

参加児童・生徒が各自で持参した学習課題や宿題、問題集の指導

▼ 講師料

時給 1,480 円（交通費含む）

▼ 保険

指導中の活動については、保険が適用されます。

▼ 申し込み方法

市生涯学習課のホームページまたは右記の QR コードからお申し込みください。

行方ふれあいスタディ講師申し込み ▶
(いばらき電子申請・届出サービス)



15 市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課(納付全般)・税務課(市税)

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課(介護保険料)・国保年金課(後期高齢者医療保険料)

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

【よくあるご質問】～固定資産税編～

「建物を取り壊したのに、どうして固定資産税が課税されるの？」



- Q. 令和5年1月20日に取り壊した家屋が令和5年度の固定資産税の課税の対象になっています。なぜでしょうか。
- A. 固定資産税は、1月1日現在(賦課期日)に存在する固定資産を対象として、その年から始まる年度分について課税されます。そのため、今回1月20日に取り壊された家屋も令和5年1月1日現在には存在していたため、その年度の固定資産税の課税対象になったと考えられます。
- なお、建物を取り壊したときには、以下の手続きが必要となりますのでご注意ください。

法務局に登録されている家屋 ⇒ 建物滅失(めっしつ)登記申請
 法務局に登録されていない家屋 ⇒ 市役所税務課へ家屋滅失届の手続き

詳しくは、各ホームページをご覧ください。

【法務局ホームページ】「建物を取り壊した/建物を新築した」
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan5.html>

【行方市ホームページ】「家屋を取り壊された方へ」

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page009675.html>



軽自動車税(種別割)の減免について

一定の要件を満たす方について、軽自動車(種別割)の減免を受けることができます。普通車で減免を受けている方、事業用車・リース車は対象となりません。軽自動車税(種別割)の減免の申請は毎年必要です。

●申請期間

令和5年5月9日(火)～5月24日(水)

※平日のみの受付となります。

※申請期限は納期限の1週間前です。

申請期限を過ぎると、令和5年度の軽自動車税(種別割)の減免を受けることができなくなりますのでご注意ください。

●申請場所

- 麻生庁舎…税務課
- 北浦庁舎…総合窓口室
- 玉造庁舎…総合窓口課



●必要書類

- ・身体障害者手帳(コピー不可)
- ・運転者の運転免許証
- ・軽自動車税(種別割)納税通知書
- ・診察券等

※申請書は、各申請場所に用意してあります

●対象範囲(下表に○のある等級に該当の方が対象です)

	身体障害者手帳						戦傷病者手帳						精神障害者保健福祉手帳	療育手帳		
	等級						項症			款症						
	1	2	3	4	5	6	特	1	2	3	4	5	6	1	2	3
視覚障害	○	○	○	○			○	○	○	○						
聴覚障害		○	○	○			○	○	○	○						
平衡機能障害			○				○	○	○	○						
音声機能障害(ごう頭撮出によるものに限る)			○				○	○	○	○						
上肢不自由	○	○					○	○	○	○						
下肢不自由	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家族等運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家族等運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○										
心臓機能障害	○	○					○	○	○	○						
じん臓機能障害	○	○					○	○	○	○						
呼吸器機能障害	○	○					○	○	○	○						
膀胱または直腸の機能障害	○	○					○	○	○	○						
小腸機能障害	○	○					○	○	○	○						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○					○	○	○	○						
肝臓機能障害	○	○					○	○	○	○						

※等級欄の記載について
 旧と表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。

5月の市税と保険料は・・・
 固定資産税 第1期 軽自動車税(種別割)
 納期限(振替日)は5月31日です。



行方市
NAMEGATA

今なら初回登録特典

¥500
クーポン配布中

「行方市移動ポイント事業」 のお知らせ

行方市では、市内公共交通のさらなる利便性向上を目指し、市民ひとりひとりが「まちの未来に貢献」しながら、「お得なクーポンを獲得」できる、行方市移動ポイント事業を開始しました。スマートフォン向けアプリ「いれトク!」をダウンロードし、毎日の移動データを記録することで、市内で使えるクーポンと交換できます。



地元で使えるクーポン。
移動するだけでもらえます。



スマホで読み込むだけの
簡単QRコード決済



行方市内
20店舗以上
で利用可能

Androidに対応しました!

デザインが変わりました!

※画面は開発中のイメージ画像です。変更になる可能性があります。

※iOSのデザインも順次更新されていく予定です。

※加盟店数は2023年2月17日現在のものです。

あなたの小さな移動が、 まちに大きな変化を生み出します。

いれトク!は、市民ひとりひとりの移動データを回収し、まちの交通政策に反映させることでクーポンの配布が実現できています。まちの未来に貢献しながらクーポンがもらえる、「あなた」と「まち」をデータでつなぐ、新しいコミュニティアプリです。ご提供いただいたデータは、市の交通政策(バスの路線・ダイヤ、乗合タクシーの運行、運賃補助の検討など)に活かされます。自治体以外の組織や企業が、許可なくあなたのデータを営利目的で利用することはありません。

事業推進課 お問い合わせ先

行方市役所 麻生庁舎 情報交流センター
☎ 0299-72-0811

運営事業者お問い合わせ先

株式会社EXX
☎ cs@exx.co.jp

「いれトク!」アプリの
ダウンロードはこちらから

